

# 大名の借金証文

吉村 豊雄

江戸時代の大名家の台所事情をみると、極端に言えば、いつの時期をみても窮乏状態にある。慢性的な財政赤字、累積する借財など、「財政危機」といえば、江戸のはじめからそういう状態にある。問題は、こうした財政状態のもとでも大名は借金している、借金が可能であったという事実である。しかも無担保である。

写真1は、「袖判借状」といわれる借銀証文である。江戸時代、西日本は銀本位の経済であるので、借金のことを「借銀」と称する。「袖判」とは文書の右端(袖)に署された書判(花押)、サインである。この袖判借状は、豊前小倉藩主細川忠利が、京都の半井寿庵から銀60貫を借用したものである。借状の作成主体は、この借銀が家中用であるため、家中を統率する位置にある家老の長岡(松井)式部小輔・有吉頼母佐であるが、家老の名前だけでは借銀できない。貸主側が求めたのは大名(藩主)のサインである。大名のサインが借状の内容を保証したのである。

写真の袖判借状の場合、書判(花押)の下に忠利の印判が捺されている。いわば二重の袖判が借状の内容を保証していた。ところで、写真の袖判は墨で何本かの斜線が入れられ、抹消されている。このことは、借状の契約内容が履行され、貸主の半井寿庵から借状が返済されたことを意味する。順調な借銀返済を想像するが、実際は違う。借銀で借銀を返済したものである。

細川家における袖判借状は藩主忠利代(1621~1641)、次の光尚代(1641~1649)までみられ、光尚代には全国的にも珍しい「裏判借状」(写真2)もみられる。家老連名の借状の裏に藩主光尚の官途名(肥後守)と書判が据えられている。借状の文言に「肥後守入用ニ付而裏判在之也」(写真3)と明記されているように、「裏判」は従来の「袖判」に替わるものとして機能している。袖判借状の場合、貸主から借状が戻されると藩主の袖判が抹消されたが、裏判借状の場合、藩主の裏判は消されず、借状作成主体の家老の書判が墨で抹消されている。

そこには、借銀調達主体としての家老の存在が

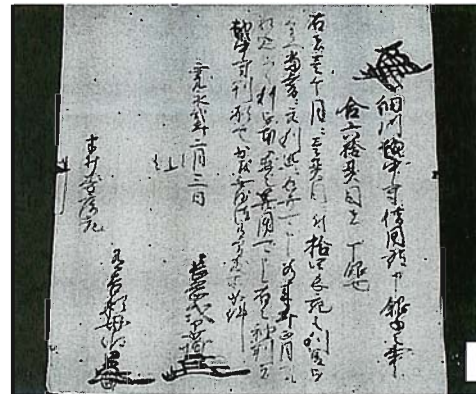


写真1

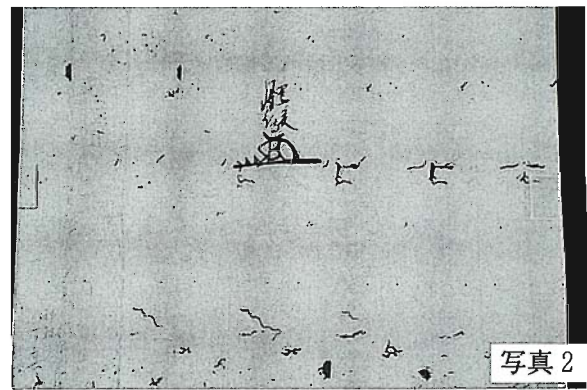


写真2

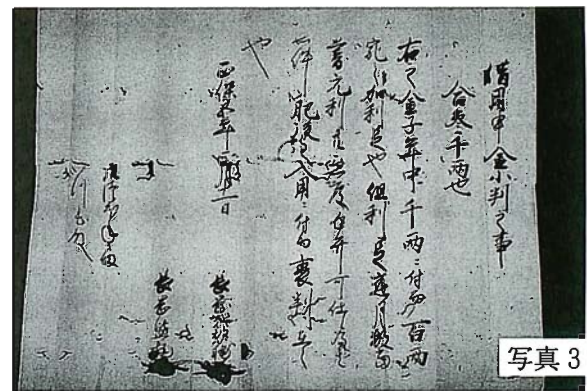


写真3

※写真は、永青文庫所蔵細川家文書(熊本大学附属図書館架蔵)による。

ある。大名家の借銀が、大名個人名義の借銀から、大名家全体の借銀=藩債としての性格をつよめ、大名家を代表して、大名家の老(おとな)=家老が借り受ける方式をとるようになる。幕藩体制の市場・金融関係が未整備な段階において、京都の小金持ちから大名のサイン(袖判・裏判)で小口の借銀を集めたが、大坂が「天下の台所」として成長すると、大名家の年貢米を担保として要求し、ここに袖判借状はその役割を終える。

(よしむら とよお 文学部教授)